

# 自然公園法第13条第3項第11号に 基づく指定動物の選定について

平成18年5月27日

環境省自然環境局国立公園課

# 本日のプレゼンテーションの内容

- はじめに
- 自然公園制度の概要
- 新・生物多様性国家戦略
- 自然公園法の改正と指定動物制度の創設
- 国立公園における動物保護の基本方針
- 指定動物の選定要領と選定の作業方針
- 指定動物候補種案の選定
- まとめ

# はじめに

## 指定動物の選定を巡る様々な混乱

### ➤ 様々な誤解

環境省が昆虫採集を禁止する法律を作ろうとしている。  
全てのレッドリスト掲載種は全国の国立・国定公園で捕獲が禁止される。

### ➤ 様々な御批判

動物、特に昆虫は、個体の捕獲規制だけでは保全できず、生息環境の保全こそが重要。モニタリングの実施も必要。

チョウの研究はセミプロというべき愛好家に支えられており、捕獲禁止になることでチョウの研究が停滞するおそれがある。

昆虫採集イコール悪であるというイメージが広まり、今まで以上に子供たちの虫離れが進んでしまう。

レンジャーが、法律で禁じられていないところまで昆虫採集禁止だと高圧的に注意し、採集者とのトラブルが絶えない。 など。

# 自然公園制度について

## ➤ 自然公園法の目的

優れた自然の風景地を保護するとともに、その利用の増進を図り、もって国民の保健、休養及び教化に資する

## ➤ 定義

### 国立公園：

我が国の風景を代表するに足りる傑出した自然の風景地であって、環境大臣が指定するもの

### 国定公園：

国立公園に準ずる優れた自然の風景地であって、環境大臣が指定するもの

### 都道府県立自然公園：

優れた自然の風景地であって都道府県知事が指定するもの

# 自然公園制度について

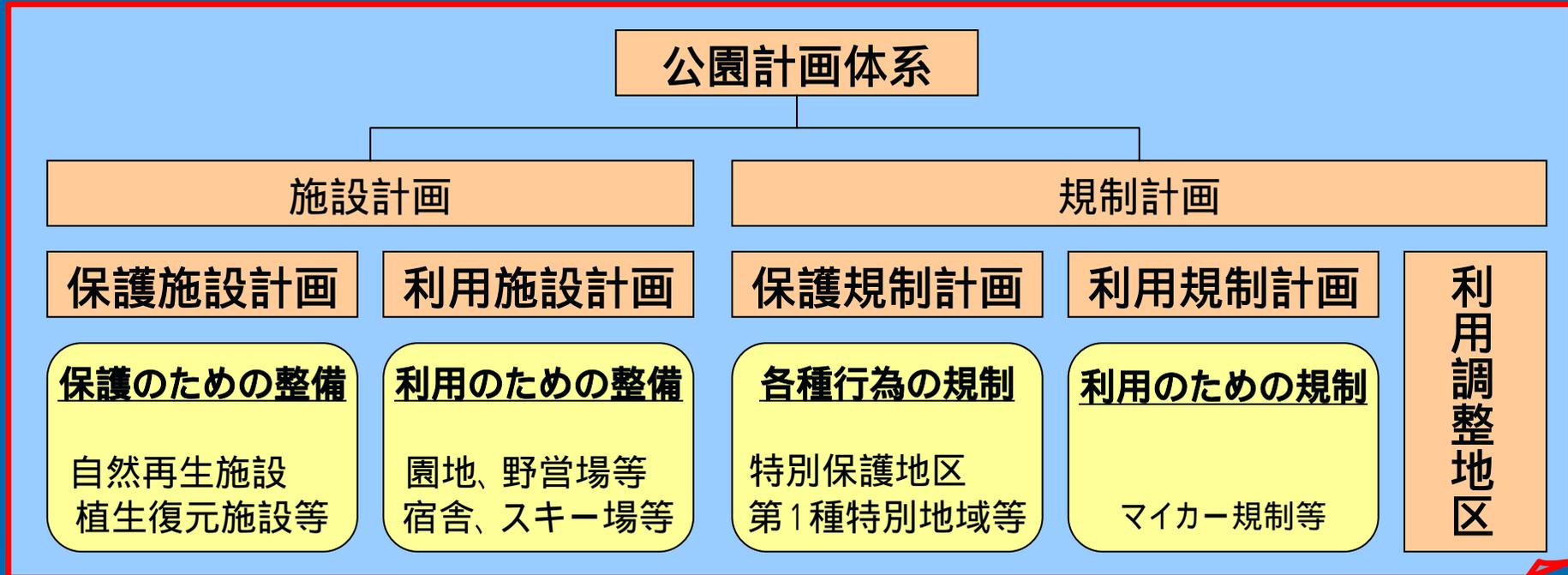
## ➤ 国等の責務(第3条)

- 1 国、地方公共団体、事業者及び自然公園の利用者は、環境基本法第3条から第5条までに定める環境の保全についての基本理念にのっとり、優れた自然の風景地の保護とその適正な利用が図られるように、それぞれの立場において努めなければならない。
- 2 国及び地方公共団体は、自然公園に生息し、又は生育する動植物の保護が自然公園の風景の保護に重要であることにかんがみ、自然公園における生態系の多様性の確保その他の生物の多様性の確保を旨として、自然公園の風景の保護に関する施策を講ずるものとする。

# 近年の主な自然公園施策の動き

年度	自然公園をめぐる動き	その他の環境施策の動き
平成元年		
2年	法改正(車馬乗り入れ規制、動物殺傷等)	
3年	「リフレッシュトイレ作成」開始	RDB刊行
4年		種の保存法制定、リオ地球サミット
5年		生物多様性条約発効、環境基本法制定
6年	自然公園等事業の公共事業予算化	環境基本計画策定
7年	「緑のダイヤモンド計画」開始	生物多様性国家戦略策定
8年		
9年		環境影響評価法制定、京都議定書採択
10年		
11年	法改正(地方分権に伴う直接執行化)	鳥獣保護法改正(特定鳥獣保護管理計画)
12年		新・環境基本計画策定、中央省庁再編 <sup>13.1</sup>
13年	「グリーンワーク事業」「山岳トイレ補助金」創設	新・生物多様性国家戦略 <sup>14.3</sup>
14年	法改正(生物多様性保全、利用調整地区等)	鳥獣保護法改正、自然再生推進法制定
15年		カルタヘナ法(遺伝子組換え生物)制定
16年	三位一体改革(国立公園補助金廃止決定)	外来生物法制定、景観法制定
17年	政令改正(特保内の動植物放出規制)	地方支分部局化(地方環境事務所設置)
18年	指定動物の選定(予定)	鳥獣保護法改正案(国会提出)

# 自然公園制度について



# 自然公園制度について ～ 各種行為の規制～

## ➤ 各種行為の規制による自然環境の保護

行為の実施には環境大臣又は都道府県知事の許可等が必要。

主な行為	特別保護地区	第1種～第3種特別地域	普通地域
工作物の新築等	許可制	許可制	届出制(一定規模以上)
木竹の伐採	許可制	許可制	-
土石の採取	許可制	許可制	届出制
広告物の掲出	許可制	許可制	届出制
水面の埋立	許可制	許可制	届出制
植物の採取・損傷	許可制	指定種のみ許可制	-
動物の捕獲・殺傷	許可制	指定種のみ許可制	-
植物の植栽・播種	許可制	-	-
動物の放出	許可制	-	-
車馬等の乗入れ	許可制	指定地域のみ許可制	-

# 自然公園制度について ～ 自然とのふれあいの推進～

- 自然とのふれあいのためのイベント等の開催  
自然観察会、自然体験キャンプ等の開催。
- インタープリターの養成  
自然解説を行う人材(パークボランティア等)の養成。
- 拠点となる施設の整備  
ビジターセンター(自然情報提供施設)  
自然観察路、キャンプ場、登山道 etc
- 複合的な取組  
ふれあい自然塾(田貫湖等)事業 etc

# 自然公園制度について ～ 自然環境の保全・再生～

## ➤ 植生復元事業、自然再生事業（公共事業費）

損なわれた自然環境の保全・再生のための事業を実施。

植生復元事業：奥日光・戦場ヶ原でのシカ食害対策

自然再生事業：阿蘇の草原再生、大台ヶ原の森林再生、  
釧路湿原の再生、石西礁湖のサンゴ礁再生

## ➤ グリーンワーカー事業

地域住民を雇用して自然環境の保全活動に従事。

## ➤ パークボランティア活動

研修を受け、登録されたボランティアによる環境保全活動。

# 自然公園制度について ～ 管理の体制～

## ➤ 国立公園

原則として環境省が管理。

地方環境事務所(旧自然保護事務所)7ブロック及び自然保護官事務所等約60箇所。定員246名。

地方公共団体の協力。

アクティブレンジャー約60名を雇用し、パトロール等を実施。

グリーンワーカー事業による公園の手入れ等。

自然公園指導員(ボランティア)による巡視等。

## ➤ 国定公園

原則として都道府県が管理。各都道府県毎に様々な管理体制を構築。

自然公園指導員。その他巡視員制度。

# 自然公園制度について

## ～ 主な特徴 ～

### ➤ 自然風景地を対象にした地域制自然公園制度

(国が土地を所有せずに区域を指定して公用制限を行う。)

土地所有権、他の公益に配慮し、厳正な保護が困難である一方、風景の観点から区域を指定することで、広大な地域の自然環境の保全を図ることが可能。

充実した公園管理のためには、地域の多様な主体の協力が必要。

### ➤ 保護だけでなく、利用をも目的とする制度

保全と整備、適正利用の推進、自然とのふれあい施策等の展開が可能であり、規制のみの他の保護地域制度とは異なる。

# 生物多様性の保全

## ➤ 3つのレベルの生物多様性(生物多様性条約)

生態系の多様性

種間の多様性

種内の多様性(遺伝的多様性)

## ➤ 生物多様性の5つの理念(新・生物多様性国家戦略)

人間生存の基盤

世代を超えた安全性・効率性の基礎

有用性の源泉

豊かな文化の根源

予防的順応的態度

# 3つのレベルの生物多様性



## 生態系の多様性

森林生態系(ブナ林、シイカシ林等)、  
草原生態系、河川生態系、湖沼生態系、  
浅海域生態系(サンゴ礁、藻場等) etc.



## 種(種間)の多様性

ニホンジカ、タヌキ、ツキノワグマ、  
マガモ、アカゲラ、ハクセキレイ、トキ、  
ナマズ、イワナ、メダカ、ミヤコタナゴ etc.



## 種内(遺伝)の多様性

(例)ハクセキレイの個体変異  
分布が分断される場合、個々の地域に特  
徴的な遺伝的特質を有する場合がある。  
(同じ特徴を持つ集団を地域個体群という)

# 生態系サービス

## 生態系から人間が得る利益

### 基盤的サービス

- 栄養塩循環
- 土壌形成
- 一次生産
- ...

### 物質の提供

- 食料
- 水
- 繊維
- 燃料
- ...

### 調整的サービス

- 気候の調整
- 洪水の制御
- 病気の制御
- 無毒化
- ...

### 文化的サービス

- 美的な利益
- 精神性
- 教育
- リクリエーション
- ...

# 生物多様性の保全

## ➤ 生物多様性条約(平成5年発効)

目的「生物多様性の保全、その構成要素の持続可能な利用、遺伝資源の利用から生じる利益の公正かつ衡平な配分」

世界188カ国が加盟(平成18年3月15日現在)

各締約国に生物多様性の保全・持続可能な利用を目的とする国家的な戦略・計画の策定を求める。

## ➤ 新・生物多様性国家戦略(平成14年3月策定)

平成7年に策定した生物多様性国家戦略を全面改定。

「地球環境保全に関する関係閣僚会議」で決定。

「自然と共生する社会」を実現するための政府全体の中長期的なトータルプラン。

# 新・生物多様性国家戦略

## ～ 3つの危機～

### わが国の生物多様性の現状を 「3つの危機」として整理

第1の危機：人間の活動や開発が、種の減少・絶滅、生態系の破壊をもたらしている。

第2の危機：里地里山（雑木林、田畑、あぜ道、ため池等）など人為的に管理され、守られてきた自然に対する人間の働きかけが減少する。

第3の危機：その地域には存在しなかった生物や物質が、人間により外部から持ち込まれ、生態系等を攪乱する。

# 新・生物多様性国家戦略

## ～ 3つの目標と施策の方向～

### 3つの目標

#### 種・生態系の保全

地域に固有の動植物や生態系などの生物多様性を、地域の空間特性に応じて適切に保全

#### 絶滅の防止と回復

新たな種の絶滅を防止するとともに、現に絶滅の危機に瀕した種の回復を図る

#### 持続可能な利用

生物多様性の減少をもたらさない持続可能な利用を行う



### 施策の大きな方向

#### 保全の強化

保護地域制度の強化、指定拡充  
科学的データに基づく保護管理の充実、  
絶滅防止対策、移入種対策etc.

#### 自然の再生

今までの自然資源の収奪、自然破壊から  
転換し、人間が自然の再生プロセスを手助けし自然の再生・修復を進める。

#### 持続可能な利用

里山など人間の管理により維持されてきた自然を守るため、これらの管理(利用)を支援。環境アセスメント制度等を活用。

# 新・生物多様性国家戦略

## ～ 5年間に講じるべき7つのテーマ～

- 重要地域の保全と生態的ネットワークの形成
- 里地里山の保全
- 自然の再生・修復
- 湿原、干潟等湿地の保全
- 野生生物の保護管理(移入種対策等)
- 自然環境データの整備
- 効果的な保全手法(国際協力等)

# 新・生物多様性国家戦略

## ～ 自然公園の位置づけ～

- **重要地域の保全と生態的ネットワークの形成**  
脊梁山脈を中心に国土レベルで相当程度の面積をカバーしている国立公園等の自然公園については、その立地特性に応じて、従来の風景保護の視点に加え、生態系、特に動物保護の視点を制度上位置づけ、国土における生物多様性保全の骨格的な部分、屋台骨としての役割をより積極的に担っていく。
- **野生動物の種の絶滅の回避**  
地域個体群の消滅を防ぐため保護地域制度による保護区を設定  
野生生物の生息生育地を保全する観点から保護地域制度を活用

# 自然公園法改正(平成14年)

➤ 国等の責務に生物多様性の保全を追加

➤ 規制行為の追加

特別地域における要許可行為として次の行為を追加。

土石など環境大臣が指定した物の集積等

環境大臣が指定した動物の捕獲等(指定動物制度)

環境大臣が指定した地域への立入

➤ 利用調整地区制度の創設

➤ 風景地保護協定制度、公園管理団体制度の創設

➤ 中止命令、承継者への原状回復命令規定の追加

# 指定動物制度の創設

## ➤ 平成14年自然公園法改正

特別地域内での要許可行為として「山岳に生息する動物その他の動物で環境大臣が指定するもの(指定動物)の捕獲、殺傷、卵の採取、損傷」を追加。

平成15年4月施行。未指定。

## ➤ 指定植物制度(昭和32年～) 約2,600種

## ➤ 指定動物制度創設以前の自然公園における動物の取扱い

特別保護地区において、全ての動物の捕獲・殺傷、卵の採取・損傷を要許可行為として規定。

# 指定動物制度の創設

	植 物	動 物
特別保護地区	全種の採取等を規制	全種の捕獲等を規制
特別地域	大臣が指定した植物の採取等を規制 (約2,600種指定済)	大臣が指定した動物の捕獲等を規制 (未指定) (平成14年法改正で制度追加)

公園種別	特別保護地区	特別地域	普通地域	公園区域
国立公園	273,821	1,198,068	593,278	2,065,167
国定公園	66,493	1,184,725	93,235	1,344,453
合 計	340,314	2,382,793	686,513	3,409,620
面積比	0.9 %	6.30 %	1.82 %	9.02 %

国土面積37,790,697ヘクタールに対する割合

# 指定動物の選定

- 平成14年度より検討開始
- 「指定動物保護対策検討会」の開催  
規制対象種の選定だけでなく国立公園等における動物の保護対策についても検討。

石井 実(大阪府立大学大学院教授)

太田 英利(琉球大学教授)

幸丸 政明(岩手県立大学教授)

高桑 正敏(神奈川県立生命の星・地球博物館学芸部長)

松井 正文(京都大学大学院教授)

横山 隆一(日本自然保護協会常勤理事)

# 指定動物の選定

## 指定動物保護対策検討会での検討事項

### 国立公園における動物の保護に関する基本方針

(関連)

「国立公園における動物の保全のための具体的施策について」

「 // モニタリング及び標本の管理のあり方」

### 国立・国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物の選定要領

### 指定動物の選定に係る作業方針

# 国立公園における動物の保護に関する 基本方針

- 国立公園における動物の保護は、生息地・繁殖地の保全を基本とする。
- 指定動物については、単に動物の捕獲規制等を行うのみならず、指定動物を含む生態系全体を保全する観点から、各種手法を用いた総合的な保護施策を実施することが必要。
- 調査研究・情報収集の推進
- 普及啓発の推進

# 国立公園における動物の保護施策

## ➤ 生息環境等を守るための規制的施策

### 開発行為の規制

生息地等を直接的に改変する開発行為をコントロール。  
生息情報の把握が必要。

### 車馬等の乗入れの規制、人の立入りの規制

重要な生息地等への車馬や人の侵入をコントロール。

### 指定植物の採取等の規制

重要な食草を保護。(食草は、指定植物の選定対象。)

# 国立公園における動物の保護施策

## ➤ 生息環境の保全・再生の取組

### 自然公園等事業による生息環境の保全・再生

自然再生事業、植生復元事業等により動植物の生息生育環境の保全再生を実施。(公共事業費であり、比較的大規模)

### グリーンワーカー事業による保全活動の実施

地域住民等を雇用して地域の環境保全活動に従事。(小規模)

### 風景地保護協定による二次的自然環境の保全

土地所有者と公園管理団体が協定を締結し、里地里山の維持管理を実施。

### 外来生物の防除

動物の生息を脅かす外来生物の防除を実施。

# 国立公園における動物の保護施策

## ➤ 監視・モニタリング等

### 監視体制の強化

アクティブレンジャー等による巡視体制を強化。

### 専門家等との協働によるモニタリングの実施

地域の専門家(アマチュアを含む)との連携により、公園内での生息状況のモニタリングを実施。

モニタリングの前提としてインベントリ作成を実施。生息情報の空白地域である特別保護地区を含めた捕獲調査を実施。

### 生物多様性センターとの連携

自然環境保全基礎調査等を用いた公園毎のインベントリを作成。国立公園に生息する動物の標本収集とデータベース化。

# 国立・国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物の選定要領

- 指定動物選定の要件を定めるもの。
- 規制を行わなければ絶滅するおそれのある、又は当該地域において個体群の存続に支障をきたすおそれのある動物であって、5つの要件(後述)のいずれかに該当するものを選定する。
- 国立・国定公園毎に種又は亜種の単位で選定する。  
(必要に応じて、公園計画の単位でも定められる。)
- モニタリング結果を踏まえて指定の見直しを実施。

# 国立・国定公園特別地域内において捕獲等を規制する動物の選定要領

現に個体数が減少し、あるいは生息環境が悪化しており、絶滅のおそれがある動物

高山、草原、汽水湿地など、特殊な生息地、生態を有する動物

狭域分布種、限界分布種など分布の特殊性を有する動物

学術的にみて地域個体群として特に重要な価値を有する動物

景観構成上、重要な動物

選定に際しての留意事項として、外来生物でないこと、識別が容易な動物であること、規制による保護上の効果がある動物であること、を示す。

# 指定動物の選定に係る作業方針

- 選定要領に基づく具体的な指定動物の選定作業の方針を定めるもので、選定作業を実施する際に作成。
- 優先的に保護対策を講じていくことが必要と考えられるものから、必要な情報を収集し、段階的に指定の適否を判断していく。
- 当面の指定に際しては「国立・国定公園において保全対策を緊急に講じる必要性が高い動物であって、生息地保全などの他の施策と相まって、捕獲規制を実施することによる保護上の効果が高いと考えられるもの。」を検討対象とする。

# 指定動物の選定に係る作業方針

➤ 7つの要件を満たすものを選定。

1 爬虫類、両生類、昆虫類であること。

2 環境省作成のレッドリスト掲載種であること。

絶滅危惧 類 (CR + EN)

絶滅危惧 類 (VU)

準絶滅危惧 (NT)

付属資料・絶滅のおそれのある地域個体群 (LP)

# 指定動物の選定に係る作業方針

3 次の3つのいずれかを満たすもの

(1) 絶滅危惧 類掲載種であって、特別地域が主要な生息地・繁殖地となっている動物。

(2) ごく限られた国立・国定公園の特別地域を主要な生息地とすることが判明している動物。

(3) 当該動物を見るために多くの利用者が訪れている、又は当該動物の生息地・繁殖地であるということが当該地域の景観に特別な意味をもたらしていると認められる動物。

# 指定動物の選定に係る作業方針

- 4 捕獲圧が主要な減少要因の一つと考えられるもの  
又は今後、捕獲圧が主要な減少要因の一つになる  
おそれがあるものであること。
- 5 指定動物に指定することにより直接的、間接的に  
保護上の効果があると見込まれるものであること。
- 6 目視又は簡易な器具による生息状況の定期的な  
モニタリングが技術的に可能であり、実施できる見  
込みがあること。

# 指定動物の選定に係る作業方針

- 7 次の要件をみたすもの(種によっては必須ではない)
  - (1) 指定の際、隣接する主要な生息地等がある場合、特別保護地区等として保全が担保されていること。
  - (2) 二次的な自然環境に生息する場合、自然環境の維持活動が現に行われ、又は行われる見込みがあること。
  - (3) 特殊な自然環境や餌資源(食草)を保全再生する必要がある場合、これらの取組が実施できる見込みがあること。
  - (4) 他の主要な生息地等において捕獲圧が著しく高まり、地域個体群の存続に支障を及ぼすおそれがある場合、当該地域で保全対策が講じられる見込みがあること。

# 指定動物候補種の選定

## ➤ 爬虫類・両生類

西表国立公園 [タイマイ、アオウミガメ、アカウミガメ]

沖縄海岸国定公園(慶良間地域)

[タイマイ、アオウミガメ、アカウミガメ]

霧島屋久国立公園(屋久島地域) [アオウミガメ、アカウミガメ]

## ➤ 昆虫類

小笠原国立公園 [オガサワラアオイトトンボ、オガサワラトンボ]

瀬戸内海国立公園(宮島) [ミヤジマトンボ]

大山隠岐国立公園(大山蒜山地域、三瓶山地域)  
[ウスイロヒョウモンモドキ]

西海国立公園(平戸島、生月島) [タイワンツバメシジミ]

氷ノ山後山那岐山国定公園 [ウスイロヒョウモンモドキ]

八ヶ岳中信高原国定公園 [ミヤマシロチョウ]

# 指定動物候補種の選定

## ➤ ウミガメ類の指定

タイマイ: 絶滅危惧 類 + 西表、慶良間は繁殖地

アオウミガメ: ダイバーの重要な景観資源(慶良間等)

アカウミガメ: 観光客の重要な景観資源(屋久島等)

ウミガメ類についての、特に重要な繁殖地が西表、慶良間、屋久島の3地域

## ➤ 保全の取組等

モニタリングサイト1000によるモニタリングの実施

利用調整

監視体制の強化 等を検討

# 指定動物候補種の選定

## ➤ ミヤジマトンボ

絶滅危惧 類で、宮島にのみ生息。

広島県等による保全の取組あり。汽水環境の再生必要。

## ➤ オガサワラアオイトトンボ、オガサワラトンボ

絶滅危惧 類で、小笠原諸島の特定の島にのみ生息。

研究者によるトンボ池の整備、モニタリング等保全の取組あり。小笠原自然再生事業での対応。

# 指定動物候補種の選定

## ➤ ウスイロヒョウモンモドキ

絶滅危惧 類で大山隠岐国立公園、氷ノ山後山那岐山国定公園に主要な生息地あり。

氷ノ山、恩原高原、三瓶山などで、行政、学会、NGO等様々な主体による草原管理など保全の取組がそれぞれ実施。



# 指定動物候補種の選定

## ➤ タイワンツバメシジミ

絶滅危惧 類で西海国立公園の平戸島、生月島に  
主要な生息地あり。

草原管理が地元で行われている。モニタリング等が  
必要。



# 指定動物候補種の選定

## ➤ ミヤマシロチョウ

主要な生息地は上信越高原国立公園、八ヶ岳中信高原国定公園、南アルプス国立公園。

このうち、八ヶ岳の個体群が特に危機的な状況。  
モニタリング、食草保全などの取組が必要。



# パブリックコメント(御意見募集)

- 指定動物候補種について国民の皆様の御意見を募集
- 募集期間:平成18年5月18日~6月16日(金)
- 応募先:環境省自然環境局国立公園課パブコメ担当  
FAX:03-3595-1716  
電子メール:shizen-kouen@env.go.jp  
郵送:100-8975(郵便番号だけで届きます。)

詳細はこちらまで:[http://www.env.go.jp/nature/sitei\\_animal/](http://www.env.go.jp/nature/sitei_animal/)

# 今後のスケジュール

- 6月16日 パブリックコメント締め切り
- 6月下旬 第3回検討会開催  
パブコメ結果を踏まえて最終決定
- 7月上旬 官報告示
- 7月中旬 施行

# まとめ

- 国立・国定公園における動物の保護は、生息地保全が基本。
- 選定要領、作業方針に基づいて、限定的に指定動物を選定し、指定後もその生息状況のモニタリングや各種保全施策を実施。
- 国立公園で生息する動物のインベントリ作成と標本の収集・管理を推進。
- 地域の専門家との連携を強化し、特別保護地区を含めた生息調査の実施を検討。

# まとめ

- 今回の指定動物の選定は、自然公園における積極的な動物保護施策のリーディングケースと位置づけ。
- 既存の保全の取組が行われていない場合、指定後、1年程度を目途に各種保全施策の実施を検討。（既存の取組がある場合は、その支援も検討。）
- 今後の自然公園制度のあり方を考える上で、今回の選定作業は重要な課題を提起。
- 自然公園の保護及び利用の両面から、動物をより重視。自然公園の自然環境の変化の指標であり、自然とのふれあいの手段でもある。

御静聴ありがとうございました

